

吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

2023年 7月 28日

新潟県三条市上須頃 445 番地
アークランズ株式会社
代表取締役社長（COO） 坂本 晴彦

新潟県三条市上須頃 445 番地
アークホーム株式会社
代表取締役社長 原 隆

吸収分割に係る事前開示書類

アークランズ株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び吸収分割株式会社の100%子会社であるアークホーム株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年6月13日付で吸収分割契約を締結し、効力発生日を2023年9月1日（以下「本効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社が営むリフォーム事業に係る権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項及び第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1号）

本分割に際して、吸収分割承継会社は吸収分割会社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。吸収分割承継会社は吸収分割会社の100%子会社であることから相当であると判断しております。

3. 株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項（会社法施行規則第183条第2号及び第192条第2号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第183条第3号及び第192条第3号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の計算書類等の内容

① 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第192条第4号イ）

吸収分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）又は吸収分割会社のWebサイトよりご覧いただけます。

<https://www.arclands.co.jp/ja/ir/library/securities.html>

② 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号ロ及び第192条第4号ロ）

該当事項はありません。

(3) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ及び第192条第4号ハ）

(イ) 借入金の借換え

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行及び株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする、シンジケートローンの組成による現行シンジケートローンの総額借換えを実施することにつき決議し、2023年3月10日付で契約を締結いたしました。その主な内容は、以下のとおりです。

	トランシェA	トランシェB
契約締結日	2023年3月10日	
組成金額	48,250百万円	10,000百万円
実行日	2023年3月15日	2023年9月29日
最終弁済期日	2031年6月16日	
参加金融機関	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行を含む複数金融機関	
担保	無担保	

財務制限条項

借換後のシンジケートローン契約には、財務制限条項が付されており、以下のいずれかの条項に抵触した場合、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- I. 2023年2月期末日及びそれ以降の各事業年度末日並びに2023年8月第2四半期会計期間の末日及びそれ以降の第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2022年2月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額以上かつ直近の事業年度末日又は第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の80%に相当する金額以上に維持すること。
- II. 2023年2月期末日及びそれ以降の各事業年度末日並びに2023年8月第2四半期会計期間の末日及びそれ以降の第2四半期会計期間の末日における借入人単体及び連結の損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
- III. 2024年2月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日におけるネット・レバレッジ・レシオ（ α ）（※）が以下の値を超えないこと。
2024年2月期： $\alpha \leq 6.5$ 2025年2月期： $\alpha \leq 6.2$ 2026年2月期： $\alpha \leq 5.9$
2027年2月期： $\alpha \leq 5.6$ 2028年2月期： $\alpha \leq 5.3$ 2029年2月期： $\alpha \leq 5.0$
2030年2月期： $\alpha \leq 4.7$ 2031年2月期： $\alpha \leq 4.4$

（※）ネット・レバレッジ・レシオ＝（合算有利子負債－合算現預金）/合算 EBITDA

（ロ）子会社との株式交換

吸収分割会社は、2023年4月14日付けで、吸収分割会社の子会社であるアークランドサービスホールディングス株式会社（以下「アークランド SHD」といいます。）との間で、吸収分割会社を株式交換完全親会社とし、アークランド SHD を株式交換完全子会社とする株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

吸収分割会社は本株式交換において、アークランド SHD の株主に対して、アークランド SHD 株式1株につきアークランズ株式1.87株を割り当て交付いたします。

本株式交換契約は、2023年5月25日に開催された吸収分割会社の定時株主総会及び2023年6月22日に開催されたアークランド SHD の臨時株主総会において、それぞれ承認可決されました。

本株式交換の効力発生日は2023年9月1日の予定となります。

- ② 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第4号ハ及び第192条第6号イ）

該当事項はありません。

6. 本効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

（1）吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社の資産の額は324,629百万円（2023年2月28日現在の貸借対照表における金額。以下、6.における資産及び負債額についても同様。）、負債の額は

234,116 百万円です。そして、本吸収分割に際して、吸収分割会社から吸収分割承継会社に承継させる予定の資産の額は約 1,446 百万円、負債の額は約 614 百万円であるため、本吸収分割が吸収分割会社の財務状況に及ぼす影響は軽微であると考えられます。

また、2023 年 2 月 28 日時点から本日に至るまでに吸収分割会社の資産及び負債並びに吸収分割会社から本吸収分割により吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本効力発生日までの間についても、重大な変動をもたらす事象の発生は予想しておりません。

したがって、本効力発生日以降において吸収分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

以上の点、及び、本効力発生日以降についても吸収分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現時点で予想しておりませんことから、本効力発生日以降における吸収分割会社の債務については、履行の見込みがあるものと判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

吸収分割承継会社の資産の額は約 656 百万円、負債の額は約 383 百万円です。本吸収分割に際して、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継する予定の資産の額は約 1,446 百万円、負債の額は約 614 百万円であり、吸収分割承継会社が承継する予定の資産の額は負債の額を上回っております。

2023 年 2 月 28 日時点から本日に至るまで、吸収分割承継会社の資産及び負債並びに上記により吸収分割承継会社が承継する予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、上記吸収合併のほか、本効力発生日までの間について、重大な変動をもたらす事象の発生は予想しておりません。

したがって、本吸収分割後において吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

以上の点、及び、本効力発生日以降についても吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現時点で予想しておりませんことから、本効力発生日以降における吸収分割承継会社の債務については、履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号及び第 192 条第 8 号）

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示致します。

以上

吸収分割契約書

アークランズ株式会社（以下、「甲」という。）とアークホーム株式会社（以下、「乙」という。）は、甲の事業の一部を乙が承継する吸収分割（以下「吸収分割」という。）に関し、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲の事業のうち、リフォーム事業（以下、「本件事業」という。）を、本契約第6条に定める効力発生日（以下、「本効力発生日」という。）をもって分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（本分割当事者の商号及び住所）

本分割に係る当事者は、以下のとおりとする。

- (1) 吸収分割会社 甲
商号：アークランズ株式会社
住所：新潟県三条市上須頃 445 番地
- (2) 吸収分割承継会社 乙
商号：アークホーム株式会社
住所：新潟県三条市上須頃 445 番地

第3条（承継する権利義務）

1. 甲は本分割により、別紙「承継対象権利義務明細」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を乙に承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第4条（本分割に際して交付する金銭等）

乙は本分割に際して、甲に対して株式、金銭その他の財産を交付しない。

第5条（吸収分割承認総会）

1. 甲は、会社法第784条第2項の定めにより、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項の定めにより、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

第6条（効力発生日）

本分割の効力発生日は、2023年9月1日とする。但し、本分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

甲は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、乙は事前の書面による承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本件分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本効力発生日以降であっても、本件事業に関し、法令によるか否かを問わず、一切の競業禁止義務を負わない。

第9条（費用・公租公課）

本承継対象権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意をする場合を除き、各自の負担とする。

第10条（本契約の変更、解除及び終了）

本契約締結の日から本効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、甲乙協議の上、本分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約書に定める事項のほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印上、各1通を保有する。

2023年6月13日

甲： 新潟県三条市上須頃 445 番地
アークランズ株式会社
代表取締役社長 坂本 晴彦



乙： 新潟県三条市上須頃 445 番地
アークホーム株式会社
代表取締役社長 原 隆



承継対象権利義務明細

乙は本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本事業に属する資産、債務、契約その他の権利義務を甲から承継する。

1. 承継する資産
本件事業のみに属する資産のうち、甲の貸借対照表上の以下の勘定科目に表される分類に属する資産
 - (1) 現金及び預金
 - (2) 商品
 - (3) 建物
 - (4) 構築物
 - (5) 工器具備品
 - (6) 少額固定資産
 - (7) ソフトウェア
 - (8) その他
2. 承継する負債
 - (1) 前受金
 - (2) その他
3. 雇用契約等
本件事業に従事する従業員との間の雇用契約。
4. 知的財産権
特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の知的財産及びノウハウは、本件事業に関するもの以外は乙に承継しない。
5. 許認可等
甲が本件事業に関連して保有している一切の許認可、認可、承認及び登録等のうち、法令その他の規制上承継が可能なもの。
6. 承継するその他の権利義務
本件事業に関する売買契約、請負契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及び当該契約に基づき発生した一切の権利義務。
7. その他
承継対象権利義務のうち、本契約締結後効力発生日までに、法令その他の規制上承継が困難であること、または承継することにより甲もしくは乙において本契約締結時には想定していなかった損失等を生じることが判明したものについては、承継対象権利義務から除外する。

(別紙2)

貸借対照表

令和5年2月28日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
【流動資産】	【 554,697,984】	【流動負債】	【 383,112,077】
現金及び預金	303,690,587	未払金	71,180,766
売掛金	97,022,363	未払法人税等	58,852,600
商品	152,894,623	未払消費税等	51,393,800
貯蔵品	578,796	預り金	170,100,911
立替金	193,477	賞与引当金	31,584,000
仮払金	16,976		
前払費用	2,710,615		
貸倒引当金	△2,409,453		
【固定資産】	【 102,191,656】		
(有形固定資産)	(73,013,185)	負債の部合計	383,112,077
建物	10,347,748	純資産の部	
建物附属設備	38,198,101	【株主資本】	【 273,777,563】
構築物	19,578,458	(資本金)	(50,000,000)
機械装置	128,154	(利益剰余金)	(223,777,563)
工具器具備品	3,962,664	別途積立金	12,000,000
建設仮勘定	798,060	繰越利益剰余金	211,777,563
(無形固定資産)	(8,875,316)		
ソフトウェア	8,875,310		
電話加入権	6		
(投資その他の資産)	(20,303,155)		
出資金	10,000		
保証金	300,000		
破産更生債権等	123,836		
繰延税金資産	19,993,155		
貸倒引当金	△123,836	純資産の部合計	273,777,563
資産の部合計	656,889,640	負債及び純資産の部合計	656,889,640

損 益 計 算 書

自 令 和 4 年 3 月 1 日
至 令 和 5 年 2 月 28 日

科 目	金 額	
		円
【純 売 上 高】		
商品売上高	2,759,637,457	2,759,637,457
【売 上 原 価】		
期首商品棚卸高	118,780,840	
商品仕入高	2,045,494,138	
合 計	(2,164,274,978)	
期末商品棚卸高	△152,894,623	2,011,380,355
売上総利益		(748,257,102)
【販売費及び一般管理費】		603,905,113
営業利益		(144,351,989)
【営業外収益】		
受取利息	2,857	
受取手数料	4,809,306	
その他営業外収益	1,453,124	6,265,287
【営業外費用】		
その他営業外費用	51,644	51,644
経常利益		(150,565,632)
【特別損失】		
固定資産除却損	204,502	204,502
税引前当期純利益		(150,361,130)
法人税住民税事業税		58,853,029
法人税等調整額		△5,888,067
当期純利益		(97,396,168)

株主資本等変動計算書

自 令 和 4 年 3 月 1 日 至 令 和 5 年 2 月 28 日 単 位 円

	株主資本					純資産の部
	資本金	利益剰余金			株主資本	
		その他利益剰余金		利益剰余金		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	50,000,000	12,000,000	114,381,395	126,381,395	176,381,395	176,381,395
当期変動額						
当期純利益			97,396,168	97,396,168	97,396,168	97,396,168
当期変動額合計			97,396,168	97,396,168	97,396,168	97,396,168
当期末残高	50,000,000	12,000,000	211,777,563	223,777,563	273,777,563	273,777,563

個 別 注 記 表

自 令 和 4 年 3 月 1 日
至 令 和 5 年 2 月 28 日

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
売価還元原価法に基づく低価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------|--|
| 有形固定資産 | 定率法、ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 |
| 無形固定資産 | 定額法を採用しております。 |

3. 引当金の計上基準

- | | |
|-------|---|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について実績繰入率により計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。 |

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。尚、未経過リース料総額は、11,746,900円であります。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 39,398,022円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債務 | 36,366,431円 |

III. 損益計算書に関する注記

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 112,000円 |
| 販売費及び一般管理費 | 73,321,274円 |
| 営業取引以外の取引高 | 4,800,000円 |

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|-------------------------|--------|
| 1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数 | 1,000株 |
|-------------------------|--------|

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	532,013円
電話加入権	145,157円
貸倒引当金	867,904円
賞与引当金	10,820,678円
未払金	2,197,976円
一括償却資産	326,538円
未払事業税	5,102,889円
繰延税金資産合計	19,993,155円
繰延税金資産の純額	19,993,155円

VI. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たりの純資産額	273,777円56銭
2. 一株当たりの当期純利益	97,396円16銭